



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

平成23年度の税制改正について

所得税の改正(ぼったくり増税改正)

- 給与所得控除に上限を設定する(給与収入1,500万円超は一律245万円)
高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除を縮減する。
(EX) 給与収入4,000万円超は、1/2の額(125万円)を上限
(EX) 給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分も含め調整的に徐々に控除額を縮減
- 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する。また、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止する。
- 成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であるとの勝手な理由から控除を縮減。障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については、引き続き控除の対象
(例外) 給与収入568万円(所得400万円)以下の納税者については、扶養による担税力の減殺に配慮し、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用
(例外) 給与収入568万円(所得400万円)から段階的に控除を縮減し、給与収入689万円(所得500万円)以上の納税者については、控除を廃止
(現行制度では、23歳から69歳であれば、一律に控除が適用)
- 年金所得者の申告手続の負担を軽減するため、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が20万円以下の者について**申告不要制度の創設**等の措置を講じる。
- 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年延長し、平成26年1月から20%本則税率とする。

法人税の改正(税率は下げますが、特例措置を廃止し、実質減税か?不明です)

- 我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げる〔現在40.69% 改正後35.64%〕。
このため、法人税率を**30%から25.5%へ4.5%引き下げる**。
中小法人に対する軽減税率**(800万円まで)を18%から15%へ3%引き下げる**。
- 法人実効税率の引下げとあわせ、財源確保のための課税ベースの拡大として、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、減価償却速度の見直しや大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等を行う。
- 雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度(増加1人当たり20万円)(雇用促進税制)、先進的な低炭素・省エネ設備を取得した場合の特別償却制度、国際的に競争優位性を持ちうる大都市を対象とする国際戦略総合特別区域(仮称)内における特別償却・税額控除及び所得控除制度、グローバル企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点を呼び込むための所得控除制度を創設する。
- 租税特別措置の徹底した見直しを進めるため、政策税制措置について109項目の見直しを行い、その結果、50項目を廃止又は縮減する。

相続税の改正(大増税)

- 現行「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」である基礎控除を「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げる。
- 最高税率を55%に引き上げるなど税率構造を見直す。
- 現行「500万円×法定相続人数」である死亡保険金に係る非課税枠を「500万円×次のいずれかに該当する法定相続人数」とする。
未成年者 障害者 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者
- 相続税額に係る未成年者控除(現行6万円×20歳に達するまでの年数)及び障害者控除(現行6万円×85歳に達するまでの年数)について、1年当たりの控除額を10万円に引き上げる。
(贈与税)
- 暦年課税について、直系卑属(20歳以上)を受贈者とする場合の贈与税の税率構造を緩和する。
- 相続時精算課税制度について受贈者に20歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65歳以上」から「60歳以上」に引き下げる。